

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
（業務管理体制の整備） 第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 一 三 （略） 四 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。 イ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ロ 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ハ 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制 ニ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 五十七 （略） 二十八 （略）	（業務管理体制の整備） 第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 一 三 （略） 四 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。 イ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ロ 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（新設） ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 五十七 （略） 二十八 （略）